

外国会社の開示に関する論点

論 点	検討の方向性
<p>1 . 本国又は第三国で開示している財務書類が、公益又は投資者保護に欠けることがない場合には、その開示を認める現行の取扱いを維持するかどうか。</p> <p>(注) 本国で開示している財務書類がわが国において公益又は投資者保護に欠けることがないと認められるかは、準拠する会計基準のみならず、当該本国の開示制度がわが国の制度と同等と認められ、財務書類の適正性が担保されているか否かにより判断される。</p>	<p>基本的には、現在の本国（第三国）基準の原則を基礎として考えてはどうか。</p> <p>その際、本国又は第三国の開示制度がわが国の制度と同等と認められるかについての判断基準を明確にするべきではないか。</p> <p>(注) E Uでは同等性の判断に関する指令があり、米国では上場会社を監査する会計事務所のP C A O Bへの登録制などがある。</p>
<p>2 . E U諸国において国際会計基準が導入された場合には、E U諸国の会社が国際会計基準により作成した財務書類を、わが国で開示することに問題はないか。</p>	<p>現在わが国で開示しているE U諸国の会社は、本国基準により開示が認められている。したがって、本国の財務書類との位置付けを前提として、国際会計基準に基づく財務書類の開示が認められ得るのではないか。</p>
<p>3 . E U諸国以外の外国会社について、母国で国際会計基準による財務書類を開示している場合に、わが国でも開示が認められるか。</p>	<p>本国（第三国）基準の原則により判断すべきではないか。したがって、単なる会計基準の適否のみならず、本国等の開示制度がわが国と同等か否かにより、開示の可否が判断されること</p>

4．本国（第三国）で開示している財務書類以外の財務書類をわが国で開示する場合、あるいは、わが国での開示がプライマリーである場合、その作成方法をどのように取り扱うべきか。

5．国際会計基準による財務書類を開示する場合、わが国の基準との相違について追加記載することが適当か否か。

6．わが国の基準以外の基準により作成された財務書類について、わが国の公認会計士又は監査法人の監査を受けることについて問題は生じないか。

になるのではないか。

わが国で開示するための財務書類の作成基準との趣旨からは、原則として日本基準を用いることが適切ではないか。

少なくとも、本国において証券取引法又は商法に相当する開示制度や適正担保措置が存在することを前提とする必要があるのではないか。

会計基準の相違に関する追加記載については、EU諸国や米国における外国企業の取扱いや国際会計基準の普及状況を踏まえ、その要否を検討してはどうか。

監査を行う公認会計士又は監査法人には、財務書類が準拠している諸基準について、わが国の基準と同等と認められるかについての判断が必要となるのではないか。